

豊橋市新学校給食共同調理場（仮称）
整備等事業

事業契約書（案）

平成31年2月15日

平成31年3月22日（修正）

豊橋市

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、又は保証金額は、施設整備に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除した、消費税及び地方消費税を含む額の100分の10以上とし、維持管理、運営、開業準備業務については、免除する。
- 3 第1項の規定により受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結（なお当該履行保証保険の金額は前項記載のとおりとする。）したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 前2項の定める契約保証金の算出の基準とされた施設整備に係るサービス対価相当額の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設整備に係るサービス対価相当額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。この場合において、不足が生ずるときは、受注者は、直ちに、その不足額を納付するものとする。
- 5 第3項の規定により契約保証金の納付の免除を受けようとする場合は、発注者を被保険者としたときは直ちにその保証証券を発注者に提出し、受注者等を被保険者としたときは受注者等の負担により、その保険金請求権に本契約に定める違約金支払債権その他のこの契約に基づく発注者の受注者に対する一切の金銭債権を被担保債権とする第一順位の質権を発注者のために設定したうえで、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出するものとする。
- 6 受注者は、引渡日以後において、発注者に対し、契約保証金の返還を請求することができる。
- 7 前項の規定にかかわらず、発注者は、契約保証金の全部又は一部の返還を、第35条に定める瑕疵担保責任の除斥期間が満了するまで留保することができる。
- 8 契約保証金は、その受入期間について利息を付さない。

第8条（権利義務の処分等）

受注者は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 本契約上の権利又は義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うこと。
- (2) 株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行すること。
- (3) 持株会社への組織変更又は合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行うこと。

第9条（資金調達）

- 1 受注者は、その責任及び費用負担において、本事業の実施に必要な資金調達を行うものとする。
- 2 発注者は、受注者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として金融機関等から融資を受け、又は受注者の株式若しくはサービス対価請求権その他の本契約に基づき受注者が発注者に対して有する債権に担保権を設定する場合においては、受注者に対して、当該融資契約書又は担保権設定契約書の写しの提出及び融資又は担保に係る事項についての報告を求める

ことができる。

第10条（許認可等の手続）

- 1 受注者は、その責任及び費用負担において、本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。
- 2 発注者は、前項に定める受注者が行うべき手続について受注者から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。
- 3 受注者は、発注者が行うべき手続について発注者から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

第11条（事業用地の管理）

- 1 発注者は、事業用地（第4条で工事を実施することとされている土地をいう。）を議会で議決された日から受注者に使用することを認めるものとする。
- 2 受注者は、使用が認められた事業用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により使用が認められた日から本施設を発注者に引渡しをする日まで、本事業の実施のために必要な目的の範囲内で事業用地を無償で使用することができるものとする。ただし、第三者に対し、当該事業用地を転貸及び担保権の設定その他の処分行為を行ってはならない。なお、本施設の工事の着工前において、地元住民から引き続き事業用地をスポーツ広場として利用したいという要望があり、受注者が問題ないと判断し、市が許可した場合においては、本事業の実施に支障のない範囲で事業用地をスポーツ広場として地元住民に無償で貸し出すことは可とする。
- 4 事業用地は、第33条の定めに従ってなされる本施設の引渡しと同時に、受注者から発注者に対して返還されたものとみなす。
- 5 第3項の期間中において、受注者に帰すべき事由によらず事業用地の埋蔵物又は、地盤沈下（入札説明書等及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）又は第3項の規定に基づき地元住民が事業用地をスポーツ広場として利用したことに起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、発注者が当該損害、損失及び費用を負担するものとする。

第12条（事前の調査）

- 1 受注者は、その責任及び費用負担において、事業用地における測量、地質調査その他の要求水準書で定める事前調査を実施しなければならない。
- 2 受注者は、前項の調査を行う場合においては、調査の概要を、あらかじめ、発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者の事前調査の誤り又は懈怠に起因して発注者又は受注者に生じた損害、損失又は費用は、受注者がこれを負担するものとする。
- 4 受注者の事前調査に誤り又は懈怠がないにもかかわらず、本事業を実施するに当たり受注者

生じた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第 6 1 条(発注者の解除権)

- 1 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
 - (2) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により本施設の引渡しが行われないうち又は引渡予定日経過後相当の期間内に本施設を引き渡す見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により運営開始予定日に運営が開始されないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に運営が開始される見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (4) 受注者が維持管理業務及び運営業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であつて、別紙 8 に定めるところにより発注者が本契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
 - (5) 受注者がその破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
 - (6) 受注者が本事業の実施を放棄し、当該状態が 30 日以上継続したとき。
 - (7) 受注者が第 41 条第 1 項の業務日誌又は同条第 2 項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
 - (8) 受注者が著しい社会規範に反する行為を行った場合
 - (9) 受注者が第 62 条又は第 63 条第 3 項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合の他、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者が本契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合には、受注者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第 32 条第 5 項に規定する完成確認書の交付前に解除された場合
施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 10 分の 1 に相当する額
 - (2) 第 32 条第 5 項に規定する完成確認書の交付後に解除された場合
解除された事業年度 1 年分の維持管理業務及び運営業務に係るサービス対価に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 10 分の 1 に相当する額
- 3 前項の場合において、第 7 条の規定により契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、発注者は、当該契約保証金若しくは担

に提出しなければならない。

- 3 受注者は、会計監査人を置き、事業年度の末日から3箇月以内に、会計監査人による監査を受けた計算書類（会社法（平成17年法律第86号）第442条第1項に規定する計算書類等をいう。）及び年度事業報告を発注者に提出しなければならない。
- 4 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。
- 5 前2項の規定による監査については、会計監査人を置かず、外部の公認会計士又は監査法人による監査をもってこれに代えることができる。
- ~~5-6~~ 発注者は、第2項又は第3項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、豊橋市情報公開条例（平成8年条例第2号）その他の法令の定めるところにより開示することができる。
- ~~6-7~~ 発注者は、本事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、自らの費用負担において、その指名する公認会計士又は監査法人に受注者の財務状況を調査させることができる。

第74条（守秘義務）

- 1 発注者は、本事業の実施に関して知り得た受注者の秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし豊橋市情報公開条例第6条に規定する非公開情報以外の情報については、この限りでない。
- 2 受注者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 3 受注者は、本事業を実施するため必要なものとして発注者の承諾を受けた場合に限り、第三者に対して本事業の実施に関して知り得た秘密を開示することができる。ただし、本事業に関して弁護士、公認会計士、税理士又は受注者に融資する融資金融機関に業務を委託する場合には、発注者の承諾を要しないものとする。
- 4 前項に基づき受注者が秘密を開示する場合には、受注者は、当該第三者に対して守秘義務を負わせ、その他秘密を保持するため必要な措置を講ずるものとする。

第75条（著作権の利用等）

- 1 成果物（設計図書その他の受注者が本契約又は発注者の請求により発注者に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。この条において同じ。）又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（次項において「建築の著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従うものとする。
- 2 発注者は、成果物又は本施設が著作物又は建築の著作物に該当する場合には、発注者の裁量により利用する権利を有するものとする。
- 3 受注者は、発注者に対し、本施設の維持管理及び運営、広報等に必要範囲において、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は発注者の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾するものとする。

(別紙 7)

サービス対価の金額と支払いスケジュール

1 サービス対価の構成

本事業のサービス対価は、次に掲げる内訳から構成される金額費用とする。発注者は、以下の料金を支払う。

(1) 施設整備費

①一時支払金

受注者が行う本施設の施設整備に係るサービスの対価の一部として建物引渡し時に●, ●●●, ●●●●, ●●●●●円を支払うものとする。ただし、当該金額に変更が生じた場合、割賦料で変更額を調整するとともに、変更後の割賦料に合わせて支払金利額を調整する。また、一時支払金に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担する。

②割賦料

割賦料は、受注者が実施する施設整備業務のサービス対価として、受注者が提案した施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本に受注者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間 15 年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料として、維持管理及び運営期間中、年 4 回、四半期ごとに受注者に支払うものとする。
~~なお、一時支払金には、施設整備業務相当額の消費税及び地方消費税を含むものとして計算する。割賦金利を除く割賦料に係る消費税及び地方消費税は、一時支払金の支払時に全額を一時支払金に加算して支払う。~~

また、基準金利がマイナスとなる場合は「0%」と読み替えるものとする。以下同様とする。

元本	スプレッド	基準金利
_____円	受注者が提案したスプレッド	東京時間 15 時現在のテレレート 17143 頁に発表される東京スワップ・レファレンス・レート (TSR) 6 箇月 LIBOR ベース 15 年物 (円 - 円) 金利スワップレートとする。

発注者は本施設の引渡し後に、消費税率の変更があっても、施設整備業務相当額に関する消費税及び地方消費税の変更は行わない。

(2) 委託料

委託料は、受注者が実施する施設の維持管理業務、運営業務及び開業準備業務に係るサービス対価に消費税及び地方消費税を加算した額を支払うものとし、固定料金及び変

その後、所定水準が達成されない事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、改善に要した費用は、発注者の責に帰すべき場合は発注者が負担し、その他の場合にあっては受注者が負担する。

4 減額等の対象

モニタリングの結果により減額等の対象となる支払いは、維持管理業務及び運営業務のサービス対価である委託料とする。

5 減額等の措置を講じる事態

受注者の責任により、維持管理業務及び運営業務において、次に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

区分		基準	例示
業務不完全履行	レベル 1	是正しなければ軽微な影響を及ぼすと想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食提供へ支障が生じる可能性は少ないものの、要求水準及び提案書を満たすサービスの提供がされていない場合 業務報告に不備がある場合 その他軽度の業務未実施がある場合
	レベル 2	是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食提供へ支障が生じる可能性がある場合 衛生管理が不十分である場合 <u>業務報告に重大な不備がある場合（虚偽の内容が含まれる場合や、なすべき報告がされなかった場合、等）</u> その他業務未実施がある場合
提供不全	レベル 3	指定時間内に給食を配送できなかった場合	給食開始時刻から 20 分以内に配送され、児童生徒が喫食できた場合
	レベル 4	給食を一部提供できなかった場合	配缶間違い等により、一部の献立を児童生徒が喫食できなかった場合（2 品目以上喫食できなかった場合はレベル 5 とする）
	レベル 5	給食を提供できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食開始時刻から 20 分を超えて配送され、児童生徒が喫食できた場合 児童生徒が喫食できなかった場合
その他重大な問題	レベル 6	重大な問題が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 異物混入等により軽症者が発生した場合 アレルギー対応食の誤りにより軽症者が発生した場合 食中毒事故により軽症者が発生した場合 その他、故意又は重大な過失による事故に